

平成29年10月2日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

(その3)

県土整備局

目 次

県土砂条例埋立許可地での産業廃棄物不法投棄による関係者の逮捕等について	1
---	---

県土砂条例埋立許可地での産業廃棄物不法投棄による関係者の逮捕等について

1 事件の概要

横須賀市所在の県土砂条例の埋立許可地(土砂埋立区域)において、平成27年9月25日から平成28年6月22日までの間、39回にわたり、産業廃棄物中間処理施設から排出された産業廃棄物の混合物合計約417.4トンが不法に投棄されたとして、神奈川県警察本部は、平成29年9月28日に廃棄物処理法違反の容疑で、産業廃棄物処理業者の代表取締役ら計5名を逮捕するとともに、同月29日に被疑法人3社を書類送致した。

2 被疑事実

(1) 適用法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条(投棄禁止)

第25条第1項第14号(罰則)

第32条第1項第1号(法人両罰)

刑法第60条(共同正犯)

(2) 投棄期間：平成27年9月25日から平成28年6月22日まで

(3) 投棄場所：神奈川県土砂の適正処理に関する条例の許可を有する土砂埋立区域
(所在地：横須賀市佐原三丁目1384番地外)

(4) 被疑法人及び被疑者

法人(書類送致)	個人(通常逮捕)
(株)ラビックス(産業廃棄物処理業)	代表取締役(投棄時は取締役) 工場長
(株)真建材(産業廃棄物収集運搬業等)	代表取締役
青木あすなる建設(株)(総合建設業等)	佐原事業作業所長 下請現場作業員

() 青木あすなる建設(株)については、社員が廃棄物処理法違反容疑で逮捕されたため、県は、平成29年9月29日付けで、同月30日から12か月間、入札参加資格者の指名停止措置を行った。

(5) 被疑内容：上記土砂埋立区域内において、上記中間処理施設から排出された産業廃棄物であるがれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず等の混合物を投棄し、もってみだりに廃棄物を捨てた。

3 県土砂条例による土砂埋立行為許可(不法投棄場所)

(1) 許可日：平成20年6月16日(当初許可)

(2) 処分庁：横須賀土木事務所長

(3) 許可受者：(株)愛鷹三光商事

(4) 施工者：青木あすなる建設(株) 横浜支店

(5) 位置：横須賀市佐原三丁目1384番地外(佐原採石場跡地)

(6) 行為期間：平成20年6月16日から平成31年12月15日まで(工期延伸あり)

(7) 行為面積：35,327㎡(区域面積：41,396㎡)

(8) 計画土量：678,486㎥(進捗状況は全体の約60%。土砂搬入停止指示済み)

4 今後の対応

県土砂条例埋立許可地での産業廃棄物の不法投棄であるため、廃棄物処理法を所管する横須賀市と連携して事実関係の把握に努めるとともに、刑事裁判の行方も注視しながら、今後の対応について検討していく。

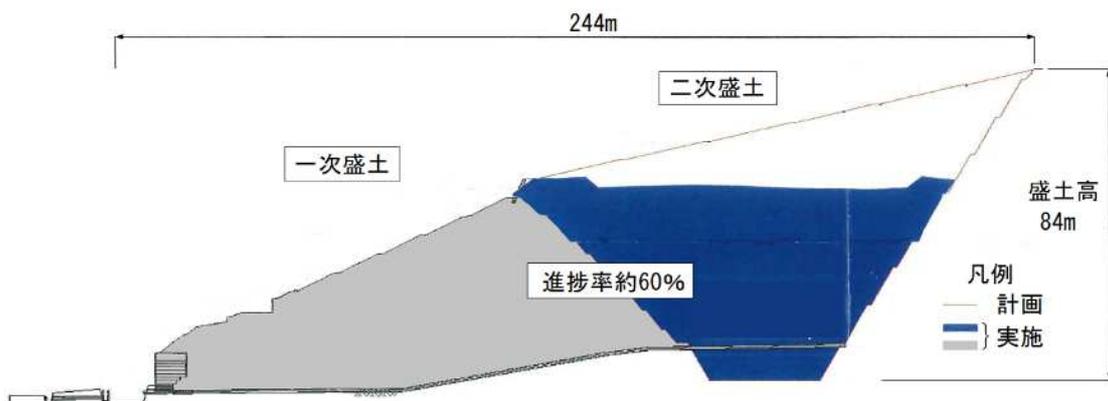
県土砂条例埋立許可地の位置

(横浜横須賀道路の佐原インターチェンジから南へ1kmほどに位置)



(再転載禁止)

出来形断面図



「(仮称) 佐原計画事業 施工状況説明」(青木あすなる建設㈱作成)をもとに加工)

県土砂条例埋立許可地の状況写真
事業地全景



事業地内（盛土上部）

